

中間層の多子世帯 給付奨学金対象に

文科省方針

大学の授業料を減免し、返済不要の奨学金を給付する国の修学支援制度について、文部科学省の有識者会議は14日、対象を中間所得層（中間層）へ拡大する具体策について大筋で議論を終えた。中間層のうち、扶養される子どもが3人以上いる多子世帯が新たに対象となる。中間層の年収要件については今後、政府内で検討する。

2020年度から始まった国の修学支援制度は、世帯年収がおよそ380万円未満の世帯が対象。教育未来創造会議（議長＝岸田文

雄首相）が6月、中間層への支援を拡大するよう提言していた。提言では、中間層のうち、子どもが3人以上いる多子世帯や、理工、農学部系の学生がいる世帯に対象を広げるよう求めていた。

有識者会議では多子世帯について、「対象となる学生を含めて、扶養される子どもが3人以上いる世帯」と定義。3人きょうだいの場合、長子が就職するなどして扶養を外れた場合、下の2人は大学生になっても支援対象から外れる。理工、農学部系の学生がいる中間層の世帯も対象となった。

教育未来創造会議で提言のあった「出世払い」方式の奨学金制度の新設についても、別の有識者会議で検討が進んでいる。新制度は、

在学中に一定額の授業料を国が肩代わりし、卒業後、決まった年収を上回った場合、所得に応じた返還が始まる制度となる。（山本知佳）